

## 豊田市主催 産業廃棄物処理業者のための 廃棄物適正処理講習会

2月21日（木）午後2時からスカイホール豊田大会議室（豊田市八幡町）において、豊田市環境部廃棄物対策課主催、（一社）愛知県産業廃棄物協会後援の「産業廃棄物処理業者のための廃棄物適正処理講習会」が114名参加のもと開催されました。

同講習会は産業廃棄物適正処理の促進を目的に、平成26年度から開催し今年で5回目を迎え、本年度は全国各地で産業廃棄物に関する講演を行っているBUNさんこと長岡文明氏（BUN環境課題研修事務所主宰）を講師にお招きしました。

はじめに豊田市環境部廃棄物対策課 神谷氏年氏が開会の挨拶を述べ、第1部は豊田市からのお知らせとして「産業廃棄物処理業者のみなさまへ～その家電の取扱い大丈夫ですか～」について説明がありました。事業場内に排出事業者から引き取ったテレビ、冷蔵庫、電子レンジ、ノートパソコンなどの家電（以下「対象機器」という。）の保管について、他人への売却のための買い取り、無料での引き取りは注意が必要とのことです。また取扱いに注意が必要な対象機器が家電リサイクル法4品目、小型家電リサイクル法28品目、計32品目あります。有価物の適正な取り扱いとして、リユース（再使用）品の場合（参考：使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について 通知 平成24年3月19日）と有害使用済機器の場合（産業廃棄物処理業の許可を受けた者が、当該許可等に係る事業場以外で保管等を行う場合は、届出が必要）があります。他に電子マニフェストの報告期限（電子マニフェストの登録期限）の変更、平成31年3月3日から施行される水銀使用製品産業廃棄物の追加（放電管、容積形力系、滴下水銀電極、水銀圧入測定装置、ガス分析計、水銀等ガス発生器）についてお知らせがありました。

第2部は「違反事例に見る廃棄物処理業のポイント」と題して、講師の長岡文明氏が登壇されました。

第1講は「廃棄物処理法の改正について～新措置命令等、雑品、親子会社の新規定について～」では、改正案の概要として（1）廃棄物不適正処理への対応の強化①許可を取り消された者等に対する措置の強化②マニフェスト制度の強化、（2）有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、（3）その他、について講義がありました。中でも平成29年改正新「ギブアップ通知」は対象が2項（行政処分による取消または自主廃業、処理を終了していない産業廃棄物が残置）追加されました。改正理由は取消にしろ自主廃業にしろ「業許可」が喪失すると、処理基準が適用されずギブアップ通知の対象者とならなかったためです。これにより通知を行わなければならない規定を「元業者」までに拡大、通知を受け取った排出事業者は処理状況の確認と適切な措置を追加、適切な措置を行わなかった時の措置命令の対象者の拡大となりました。他にも違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について、企業グループ内における産業廃棄物の自ら処理の容認について解説がありました。

第2講は「最近の違反事例に学ぶ廃棄物処理法～誰が、どんな違反をしているのか、考えてください～」では、“名義貸し”、“再委託”、“ブローカー行為”について説明があり、事業者（排出者）の責任についても裁判事例を挙げ解説があり、講習会を終えました。



講演するBUN環境課題研修事務所長岡主宰

